

地域を育て地域を伸ばす

THE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS



Monthly Newspaper

おおむら

会議所ニュース



発行所 大村商工会議所
〒856-8601大村市東三城町6-1
Tel 53-4222 Fax 52-2511

編集責任者 雄城 勝
印刷所 第一印刷株式会社

<http://www.omuracci.com> E-mail:daihyou@omuracci.com

FEB/2016

No.686

第15回 長崎街道大村宿

ひなまつり

「地域のお客様と共に生き、たのしさ ふれあいを創造する街」へ向けて
「こどもたちに伝えたい
季節の行事とふるさとのところ」



期 間 平成28年

3月3日 木 ~ 4月3日 日

午前10時~午後6時

場 所 大村市中央商店街

期間中は、商店街各店のひな人形展示の他に、各種イベントを開催いたします。

主催/大村市中央商店会 後援/大村市・大村商工会議所・(一社)大村市観光コンベンション協会

大村商工会議所新年祝賀会 約330名の出席者で新春を祝う

1月7日、平成28年大村商工会議所新年祝賀会を市内ホテルで開催。祝賀会には関係機関・各団体・当所の会員事業所の代表ら約330名が参加しました。角谷会頭は主催者あいさつで、「おかげさまで当所は、本年11月26日に創立70



新年のあいさつを述べる角谷会頭

周年の大きな節目を迎えます。更に市民の皆様にも親しまれるような企画を行って参ると共に、会議所の使命である、地域の活性化のために会員への更なる支援事業を行い、事業提案を図っていくと共に、会員皆様や市民の声を取りまとめ国や県・市等の関係機関への要望活動や政策の提言を行って参ります。」と力強く述べました。

そのあと地元選出国會議員、中村知事、園田市長、大町・第22航空群司令の祝辞のあと村上市議會議長の乾杯で祝宴がはじまると、参加者らは新年を祝って賀詞交換を行い、(一社)大村市観光コンベンション協会の酒井会長の万歳三唱で盛況のうちに締めくくられました。

諫早税務署長 田畑 宏樹氏を迎えて 税務講演会を開催



理財部会関係者
約50名が参加した会場の様子

当所理財部会(引地啓太会長)では1月27日、市内ホテルで新春講演会を開催。講師に諫早税務署長・田畑宏樹氏をお招きし、「お酒のおもしろ講座・税務大学校とは」と題して講演していただきました。田畑氏自身が同大学の教授を勤められたご経験から、普段はなかなか聴くことの出来ない研修施設や研修内容のお話、またお酒に関する需給状況などの現状や適正飲酒を含めた知識など、聴講した約50名の部会参加者や会員事業所の代表者らは熱心に耳を傾けていました。

2月11日の建国記念日に市内を行進

大村市日の丸会(角谷省一会長)では、2月11日の建国記念日に西本町の皇大神宮で奉祝行事を開催。見事な快晴に恵まれ、約300人の関係者・市民が参加し建国の日を祝いました。



中央商店街アーケードを行進する日の丸会の隊列

式典終了後、同神宮から中央商店街を経由し大村市民会館まで日の丸を掲げて行進を行い、到着後には(一社)大村市物産振興協会の協力のもと参加者全員に温かいぜんざいが振る舞われました。

同会館前広場では、毎年恒例で第11回目となる「長崎街道大村藩宿場まつり」【主管:(一社)大村市物産振興協会】が開催されており、万歳三唱後に解散した参加者らは、同イベントを楽しんでいかれました。

山口 成美氏(有)シュシュ代表取締役)を 新部会長に選任

観光部会正副部総会

当所観光部会では、前任の部会長で常議員2号の西畑伸造氏(旭砕石代表取締役(株))が昨年12月21日付で副会頭に就任されたことに伴い、後任人事を行い、2月1日付で新部会長に山口成美氏(有)シュシュ代表取締役)を選任致しました。



山口 成美氏

高松丸亀町商店街を視察

建設部会

建設部会(脇壽也部会長)では2月12日から13日にかけて、今年度の研修視察事業を実施しました。視察先は初日に高松丸亀町商店街を、2日目は姫路城、神戸市の阪神・淡路大震災を記念した「人と防災未来センター」等で、中村副会頭、脇部会長始め部会員16名が参加。

一行はまず高松丸亀町商店街の振興組合を訪問。同振興組合の古川康造理事長から、同商店街が民間主導で進めてきた再開発事業の経緯と今後の構想について説明を受けた。

同振興組合が再開発に着手せざるを得なかった要因として、①バブル崩壊により、高松市の中心市街地の地価が11分の1に下落②1988年の瀬戸大橋開通に伴い、本土資本が流入し、大型店が軒並みに郊外進出。その結果中心市街地の売場面積10万㎡に対し、実に7倍を超える売場面積が出現し、急速にその地位が低下した。平成元年頃から再開発の検討を始められ、まず全国の再開発の失敗事例を徹底的に調査し、民間主導を進めていくことを確認。そしてバブル崩壊で蒙った組合員の「従前債務」の解消に取り組み、合せてシャッター通りとなった土地問題の解決のため、土地の所有権と使用権を分離し、地権者の出資で作った「まちづくり会社」が全ての商店の地権者と定期借地権契約を結び、使用権を取得して、同社が建物を整備・所有するシステムを構築。同社がテナント料を集め、銀行への借入金返済や建物の管理費、運営費を差し引いた金額を地代として地権者に支払う「オーナー変動地代家賃制」を採用。結果、地権者は街の興隆に関与させられることとなった。平成18年に再開発ビル第1号となるA街区再開発ビルが竣工。全体で7街区ある事業を順次進められている。

今回の視察は、現在部会が取り組んでいるコンパクトシティの研究も兼ねており、今後の研究にも活かしてゆきたい、と参加者から感想が寄せられました。

専任税理士による 所得税・消費税申告相談会のお知らせ

要予約!

大村商工会議所税務相談所・大村青色申告会では下記の日程にて選任税理士により所得税・消費税相談会を開催いたします。

時間制ですので事前のご予約をお願いいたします。

日時 2月24日(水)

相談時間はいずれも下記の時間帯です。

- ① 13:30~ ② 14:00~ ③ 14:30~
- ④ 15:00~ ⑤ 15:30~ ⑥ 16:00~

場所 大村商工会議所 中会議室
(変更になる場合もございます)

対象 大村商工会議所税務相談所、
大村青色申告会 会員

※決算・申告のご相談は3月に入りますと大変混み合います。
早めのご相談、ご提出をお願いいたします。

決算書・確定申告書の当所受付は3月4日(金)が締切りです。ご協力をお願いいたします。

◆申込・連絡先

大村商工会議所・中小企業相談所(担当 林・園部)
電話 0957-53-4222

利率が1.25→1.15%へ下がり、ますますご利用しやすくなっています

大村商工会議所のマル経融資が小規模事業者の皆さんを応援!

担保不要・保証人、保証料不要・低金利

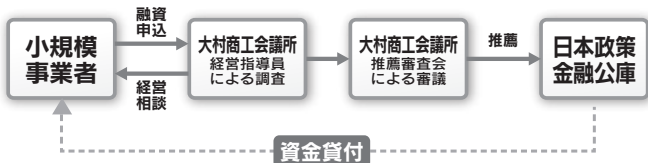
【融資額】 2,000万円以内

【利率】 年利 1.15% (固定) 平成28年2月10日現在

【返済】 運転7年以内(据置1年可) 設備10年以内(据置2年可)

【こんな時にご活用ください】

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに



以下のすべての要件を満たす方がご利用できます

常時使用する従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造業・建設業・宿泊業・娯楽業等は20人以下の小規模事業者(ただし、事業主・家族従業員・臨時・パート・法人の役員は除く)で、次の条件にあてはまる個人、法人。

- 商工会議所地区内で原則として1年以上営業していること。
- 所得税(法人税)、事業税、住民税(県民税・市民税)、消費税を完納していること。
- 商工会議所の経営指導(原則6ヵ月以上)を受けている個人、法人。

*この融資制度は、小規模事業者の方が商工会議所の経営指導を受けて、経営や技術の改善を図るための資金を担保も保証人も無しに低利で融資する国の制度資金です。商工会議所が申込を受付、審査の上、日本政策金融公庫へ推薦し、公庫から貸し出されます。

大村商工会議所と JFC 日本政策金融公庫 との共催

定例相談会

**創業融資、一般融資に関する
どのようなご相談でもOKです。**

但し、事前のお申込みをお願い致します。

日時 平成28年2月25日(木)
13時～16時

場所 大村商工会議所

申込先 大村商工会議所中小企業相談所
☎ 0957-53-4222

※今後の開催予定日 平成28年3月24日(木) 13時～16時

小規模企業共済法の改正

小規模企業共済法の一部が改正され以下の制度の見直しが行われます。

1. 共済事由の引上げ

- (1) 以下の事由が準共済事由からA共済事由に見直しされます。
- 個人事業主の「個人事業主が配偶者又は子への事業の譲渡」
 - 共同経営者の「個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、配偶者又は子への事業(共同経営者の地位)を全部譲渡」
- (2) 以下の事由が準共済事由からB共済事由に見直しされます。
- 会社等役員の「会社等役員の退任(疾病・負傷・死亡・解散を除く)」のうち、会社等役員の退任日において65歳以上の場合

2. 共済金を受給できる遺族の範囲の拡大

共済金を受給できる遺族に『共済契約者と生計維持関係がなかった「ひ孫」と「甥・姪」』が追加されます。

3. 分割共済金の支給回数の増加

共済金の分割支給(分割共済金)が年4回から年6回の支給になります。

4. 申込金の廃止

「共済契約の申込み」と「増額の申込み」のお手続きの際に、申込金を添えていただく必要がなくなります。(現金による納付が必要ではなくなります。)

最低賃金の改定

長崎県で働くすべての方へ。最低賃金
確認しましょう!

これまでの最低賃金 677円

長崎県

694円 時間額

【発効日】平成27年10月1日



第5回『きらめく夜の散歩道』イルミネーション事業
御協賛 誠にありがとうございました
追加協賛商社(敬称略)

金5万円

大村市中央商店会

金1万円

SUMCO TECHXIV(株)
ビッグカントリー

金5千円

(有)カワゾエ 居酒屋 赤鬼商店
スナック MOMOKO 中山桃子 スナック森羅
スナック ひろ Q's BAR (有)芦塚酒店
(有)原口生花店 (株)日生 (株)本澤崇設計事務所

電力小売り自由化 16年4月 全面開始

— 有効活用でコスト低減 —

特別寄稿

小工場や家庭も購入可能

2016年4月から家庭向けの電気の小売自由化が始まります。2000年から大規模工場では自由化が始まっており、地域の電力会社以外の事業者からも電気を買うことができました。今回その範囲が小規模工場や一般家庭まで拡大します。

この自由化に伴い、都市ガスやLPガス、石油、通信、商社、メーカーなど多様な事業者が電力小売りに参入してくることが期待されることに加え、そうした事業者による料金メニューの多様化や、電気と他の商材・サービスとのセット販売など、皆さまの選択肢が増えることとなります。また、より多くの事業者が電力小売りに参入することにより、事業者間の競争が活性化することを通して電気代が安くなることも期待されています。

皆さまとしては、新しい事業者から電気を買うことに対して停電などの心配をする方もいらっしゃると思いますが、どの事業者から電気を買っても停電が起きやすい、起きにくいといった差はなく、これまでと同様に電力会社の送配電網を経由して家庭などに届きます。



電力取引監視等委員会 委員 箕輪 恵美子

自分に合った料金メニュー

むしろ、自分がどの時間にどのくらい電気を使っているかを確認し、自分に合ったよりよい料金メニューを選ぶことによって積極的に電気料金を下げることができるようになるかもしれません。一方で、今回新たに事業者を選択しなくても電力会社が現在の料金で供給を継続しますので、電気の供給が受けられなくなることはありません。

皆さまが積極的に選択を行うことにより、小売事業者が料金そのもののみならず、さまざまな工夫を通して顧客を獲得しようとするので、より充実したサービスが受けられるようになることが期待されます。

まずは、資源エネルギー庁のHPに記載された「小売電気事業者」をご確認ください

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)。小規模工場や一般家庭向けの電気は、国の登録を受けたこの「小売電気事業者」から購入することができます。

ホームページに記載されていない事業者から勧誘があった場合は、この小売電気事業者とどのような関係か確認してください。もし、無関係な事業者であれば小規模工場や一般家庭に電気を売ることができません。

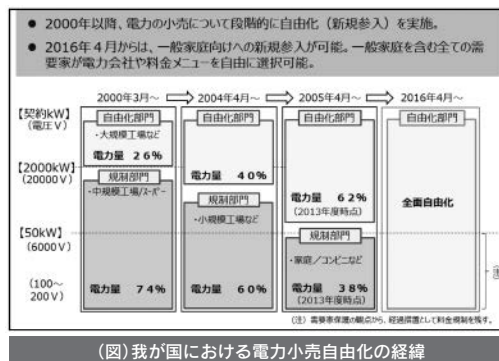
また、登録された「小売電気事業者」は、契約を結ぶ際に、契約期間、電気料金、解約の際の制約などについて十分な説明をすることが義務付けられています。疑問な点は、うやむやにせず、納得のいくまで事業者に説明を求めた上で、契約を結んでください。

事業者選択へ情報収集を

私が委員を務める経済産業省の電力取引監視等委員会（注）では、電気事業者を選択する際に必要な情報を発信するとともに、悪質な事業者への監視を強化してまいります。委員会のHPでも、契約を結ぶ際に疑問に思う事柄や一般的な電力小売り自由化の仕組みについてFAQを作成しておりますので併せてご覧ください

(<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>)。

事業者の皆さまにおかれましては、自分のニーズに合った小売電気事業者選択のための情報収集をよろしくお願いたします。



(図) 我が国における電力小売自由化の経緯

(注) 電力取引監視等委員会=電力市場における健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、平成27年9月に設立。法律、経済、工学などの専門家5人の委員および専属の事務局から構成。電力市場において適正な取引が行われているか監視するほか、電力小売営業のルールなど必要な制度づくりに関与する。

大村商工会議所主催

無料法律相談会

経営のことからプライベートなことまで

会員事業所と、従業員様のための“無料”法律相談では、**些細なことでも**ご相談に応じます。

場所 大村商工会議所 **期間** 下記のとおりです
対象 当所会員事業所 **担当弁護士** 八木 義明
(従業員含む) (長崎県弁護士会所属)
日時 ●3月4日(金) ●4月1日(金) ●5月6日(金)

相談時間

- 13:00~
- 13:40~
- 14:20~
- 15:00~
- 15:40~
- 16:20~

~担当弁護士のご紹介~



八木義明法律事務所
八木 義明
(長崎県弁護士会所属)

*事務所住所:大村市東本町290-2(大村裁判所前、検察庁横)
 *事務所電話:0957-47-9800*ホームページ:www.yagi-lawer.com

【申込・連絡先】大村商工会議所 電話:0957-53-4222 担当:岡野・山崎

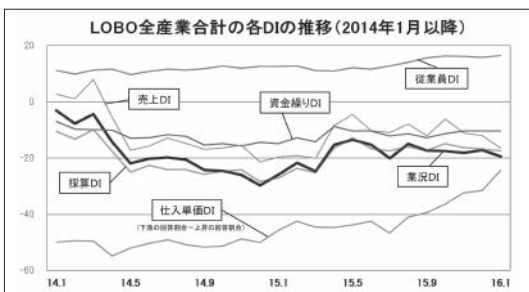
商工会議所LOBO(早期景気観測)

~2016年1月調査結果(概要版・付帯調査)~

業況DIは、足踏み続く。先行きも不透明感から慎重な見方崩れず

ポイント

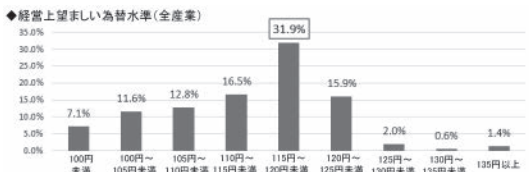
- ▶1月の全産業合計の業況DIは、▲19.4と、前月から▲2.2ポイントの悪化。人手不足や人件費の上昇が足かせとなる中、中国経済の減速、個人消費の鈍さなどに伴う売上減少に加え、年明け以降の株価・為替の不安定な推移が中小企業のマインドを押し下している。ただし、「好転」から「不変」への変化も押し下げ要因となったほか、観光需要や自動車関連などは堅調に推移しており、実体は、昨年秋頃からの足踏み状況が続いている。
- ▶先行きについては、先行き見通しDIが▲18.7(今月比+0.7ポイント)と、ほぼ横ばいを見込む。春節などに伴う観光需要や住宅投資による下支えのほか、原油安を背景とする原材料、燃料などの価格下落に伴う収益改善を期待する声が聞かれる。他方、新興国経済の減速や株価・為替の不安定な推移、人手不足の影響拡大などにより景気の不透明感が増す中、中小企業においては、先行きに対する慎重な見方が続く。



経営上望ましい為替水準

※調査期間(1月15日~21日)の為替水準:1ドル=115円~118円台で推移

▶自社の経営上望ましい為替水準(全産業)は、「115円~120円未満」が31.9%と最も多く、次いで「110円~115円未満」が16.5%と続く



【中小企業の声】

- ▶為替が円安方向で安定推移しており、東南アジアからの安価な輸入品が抑えられ、価格競争に巻き込まれずに済んでいる(紀州有田 化学品製造業)
- ▶乱高下する為替相場は望まないが、もう少し円高が進めば、海外の良質な原木を安く仕入れられ、付加価値の高い商品として提案できる(徳島 木材加工業)

新入会員

●H27年11月入会

(株)里石材

住所 〒856-0828 大村市杭出津3-75-1
代表者 里 敬子
電話 (0957) 53-4774
業種 石工事業

●H28年1月入会

蔵田歯科医院

住所 〒856-0811 大村市原口町589-1
電話 (0957) 55-3565
代表者 蔵田 副雄
業種 歯科

(同)吉原工業

住所 〒856-0035 大村市武部町56-2
電話 080-6409-8750
代表者 吉原 一成
業種 建設業

居酒屋さんしん

住所 〒856-0817 大村市古賀島町1441-1 グローブビル104号
電話 (0957) 51-5790
代表者 辻本 崇志
業種 居酒屋

(株)アサヒ

住所 〒856-0815 大村市森園町663-3
電話 (0957) 50-1123
代表者 西畑 伸造
業種 温浴施設の管理運営

●H28年2月入会

山浦 昭弥

住所 〒856-0032 大村市東大村1-2295-12
電話 080-5285-4170
業種 リラクゼーション

浦電気管理事務所

住所 〒856-0806 大村市富の原1-1115-5
電話 090-9076-0815
代表者 浦 史卓
業種 電気保安業務

居酒屋松つつん

住所 〒856-0827 大村市水主町1-747-1
代表者 松口 貴之
電話 (0957) 51-6684
業種 お客様に対する料理・飲み物の提供

三役の動き 1月

- 4日 ●大瀬良選手を激励し囲む会 専務
- 6日 ●大村商工会議所顧問・参与会議 三役
●大村商工会議所新年祝賀会 三役
- 8日 ●長崎地本 松尾護議課長来所 専務
●2016年公明党長崎県本部賀詞交歓会 中村副会頭
- 10日 ●平成28年大村市成人式 専務
●華丸セミナー 専務
- 12日 ●大阪航空局長崎空港長・小川順平氏就任挨拶来所 三役
- 14日 ●大村市日の丸会総会 会頭、専務
●観光部会正副部会長会議 西畑副会頭 専務
●昼めし会 専務
- 15日 ●(一社)長崎県建設業協会大村支部平成28年新年会 西畑副会頭
- 19日 ●大村青年会議所新年祝賀会 会頭、中村副会頭、西畑副会頭
- 21日 ●(株)アルカディア大村定時取締役会 中村副会頭
●九州電力(株)長崎支社長谷口様新年ご挨拶 会頭、専務
- 22日 ●当所創立70周年記念大会・大村市への補助要望 会頭、専務
- 25日 ●大村バスターミナルビルオーナー会議打合せ 専務
- 27日 ●金融審査会
●諫早税務署長講演会、税務署長との懇談会 中村副会頭、西畑副会頭、専務
- 29日 ●大村市観光コンベンション協会理事会 専務
●商工青年部卒業生古稀・還暦・青年部厄入り厄払いお祝い会 専務

「従業員に保障をつけてあげたいけど 何かいい保険はないかしら…？」 そんな時に!

大村商工会議所
独自の見舞金制度付!!

おおぞら共済

〈入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付〉

福祉団体定期保険+見舞金・祝金制度 に是非ご加入ください。

会員事業所の事業主・役員および従業員の皆さまの福利厚生の実現を目的とした共済制度です。万一の場合の死亡退職金、弔慰金の財源確保や労災の上乗せ分としてもご利用いただけます。この機会に是非ご加入をおすすめいたします。

会員限定

【1口】 **1,150円** ※からの保障

手続き簡単! 今すぐ会議所へ

※15~55才、1口加入の場合

幅広い保障!

1年更新で医師の
診査なし

毎年収支計算し
剰余金があれば

配当金も!

業務上・業務外を問わず

24時間保障

見舞金・祝金制度
が充実

〈お問合せ先〉 大村商工会議所 総務部 財務支援サービス課 まで

未だ特定商工業者の負担金3,000円のご入金が未だお済みでない皆様へ

当所は、商工会議所法(法律第143号昭和28年8月1日公布※当所HPをご参照下さい)に基づき、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業所については5人)以上の事業所、または、資本金額(払込済出資総額)が300万円以上の事業所を「特定商工業者」として法定台帳に登録することが義務づけられております。

この法定台帳は、内外商取引の斡旋、商工業に関する証明、その他重要な諸経済調査の基礎資料となるなど、商工会議所事業遂行上、必ず備えなければならない台帳であります。

つきましては、特定商工業者に該当されます事業所の皆さまは、商工会議所法第12条に基づく、法定台帳の作成・提出と、管理及び運用に対する負担金¥3,000を平成28年3月31日(木)までにご納入いただきますようお願い申し上げます。

なお、3月に入りご入金の確認が出来ない事業所に対しては、督促のお電話と、集金に伺わせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

大村商工会議所 総務課

モダンイタリア

おかげ様で34年

34th Anniversary

コンCEPTショルダー

トレンドスーツ2type

お好みの色・柄・デザインの組み合わせにより、既製品にはないバリエーションも自由自在です。

今月の
特別セール
2/20~2/29まで

春夏物スーツ お仕立て上がり

通常58,000円(税込64,000円/税込72,000円)

10着
限定

38,000円

(税込41,040円)でお仕立ていたします。

※その他にも国産有名ブランドから輸入生地まで豊富に取り揃えています。



社会人スーツ
リクルートも
サトウでお作り下さい。

大村の仕立て屋

本物にこだわり続けて34年
信頼と実績の専門店

営業時間/AM10:00~PM7:00

メンズ・レディスファッション

サトウ

TEL. 55-1131 0120-310-675

竹松駅前

